

全日本小学生バンドフェスティバル青森県大会実施規定

第1章 総則

第1条（大会名称）

この大会は「全日本小学生バンドフェスティバル青森県大会」（以下、県大会と略）という。

第2条（実施）

実施会場・日時などの必要事項は、県吹連の会議で定め、毎年実施する。

第2章 参加資格

第3条（参加資格）

- （1）参加資格は、県吹連に登録された小学校、または本連盟が認める小学生による任意の団体で、構成メンバーは、県吹連規約の第1章第4条による。なお、複数による合同バンドを認める。
- （2）出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- （3）東北吹奏楽コンクールに出場し、東日本学校吹奏楽大会に出演する団体は、全日本小学生バンドフェスティバルに推薦されない。
- （4）参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第3章 演奏・演技

第4条（参加人員）

参加人員は、自由とする。

第5条（編成）

編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。手具の使用は自由とする。

2 歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

第6条（演奏時間）

演奏時間は、7分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第7条（時間の超過）

出演時間が超過した場合は、審査の対象としない。

第8条（演奏曲目）

演奏曲目は自由とする。

第9条（服装）

服装は自由とする。ただし、履物については、会場の使用制限に従う。

第10条（出演の順番）

出演の順番は、大会実行委員会において抽選し、決定する。

第4章 表彰・審査

第12条（表彰）

表彰は、金・銀・銅賞のいずれかを贈る。

第13条（審査）

- (1) 審査員は会議で選出し、会長が委嘱する。
- (2) 審査員は3名とする。
- (3) 審査方法は、別に定める審査内規による。

第5章 その他

第14条（共催・後援・協賛）

県大会の開催にあたって、理事会が必要と認めた場合は、共催及び後援・協賛団体を持つことができる。

第15条（細目）

その他、開催上の細目については、会議で定める。

第16条（改正）

この規定は、会議の議決により改正することができる。

第17条（付則）

この規定は平成13年 7月30日より実施する。

平成16年11月27日、一部改正

平成19年 2月24日、一部改正

平成26年 6月 7日、一部改正

平成27年 6月 6日、一部改正

令和 元年11月16日、一部改正

令和 3年 6月 5日、一部改正

令和 4年 4月 9日、一部改定